

広運免指令第 73 号

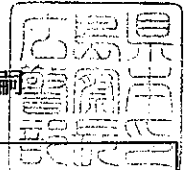
許 可 書

申請人 住 所 広島市東区馬木 1-651-6
氏名又は名称 エコ&セイフティ ハイウェイ
ドライブチャレンジ実行委員会
及び代表者氏名 大会委員長 鶴 衛

令和 6 年 6 月 2 0 日付けで申請の財産の使用を次のとおり許可します。

令和 6 年 6 月 2 6 日

広島県警察本部長 則 包 卓 嗣



財 産 の 表 示	名称 広島県運転免許センター
	所在 広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号
	明細 土地 276,245.41 m ² のうち 17,979.52 m ² 高速体験コース (17,340.82 m ²) 職員駐車場の一部 (638.7 m ²)
使 途	エコ&セイフティ ハイウェイドライブチャレンジ事業の開催会場として
期 間	令和 6 年 8 月 2 4 日 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 令和 6 年 8 月 2 5 日 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
使 用 料	使用料の額は、140,400 円とする。 ただし、行政財産の使用料に関する条例（昭和 3 9 年広島県条例第 3 1 号）の改正その他の事情の変更ににより必要があるときは使用料の額を改定する。
条 件	1 使用者は、使用責任者を指定し、施設の保守管理及び使用に付随して発生する各種事故の防止に万全を期すること。 2 施設を適切に使用し、破損しないように努めること。なお、破損汚損等が発生した場合は、直ちに運転免許課員へ連絡するとともに、使用者側の責任において、遅滞なく原状に復すること。 3 使用者は、参加者を使用許可場所以外に立ち入らせないこと。また、指定の場所以外での喫煙はさせないこと。 4 駐車場入口に係員を配置するなどして、関係者以外が入場しないように措置を講じること。 5 使用終了時には、使用場所の清掃を実施すること。 6 行政財産使用規則（昭和 3 9 年広島県規則第 1 4 号）を厳守すること。